

令和2年度水産関係(コロナ対策・TPP等対策)

補正予算等の主要事項 説明資料

(令和2年度第1次、第2次、第3次補正予算)

令和3年2月

目次

<コロナ対策関係>

- P1 積立ぶらすの基金の拡充
【漁業収入安定対策事業】
- P2 需要停滞で過剰供給分の買取・冷凍保管を支援
【特定水産物供給平準化事業】
- P3 漁業・水産加工業における労働力の確保
【水産業労働力確保緊急支援事業】
- P4 水産物の販路多様化
【国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業】
- P5 休漁中の漁業者支援
【資源・漁場保全緊急支援事業】
- P6 漁業者等の資金繰りの支援
【水産金融総合対策事業】
- P7 雇用調整助成金の特例措置の拡大
【厚生労働省】

<TPP等対策関係>

- P8 競争力強化のための漁船・機器の導入等を支援
【水産業競争力強化緊急事業】
- P11 水産物の輸出拡大のためのモデル的な商流・物流の構築を支援
【水産物輸出拡大連携推進事業】
- P12 漁業の担い手育成・確保
【漁業担い手確保緊急支援事業】
- P13 浜の活性化を主導する漁協の経営・事業改善の支援
【①広域浜プラン緊急対策事業、②農山漁村地域整備交付金】



～積立ぶらすの基金の拡充～

【漁業収入安定対策事業】

【令和2年度予備費 277億円、第3次補正予算額 425億円、令和3年度当初予算概算決定額 200億円】

1 収入補てんのための基金を積み増し

漁業共済に加入し、資源管理又は漁場改善に取り組む漁業者を対象に、収入が減少した場合に、漁業者1:国3の割合で補てんを行います

積立ぶらすの基金を積み増すため、漁業収入安定対策事業につき、令和2年度予備費において277億円、第3次補正予算において425億円、令和3年度当初予算において200億円、合計902億円を計上し、漁業者の皆様が安心して経営を継続できるよう対応してまいります

加えて、以下の特例措置を講じています

2 漁業者の積立金の仮払いが可能です

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた漁業者を対象に、契約を維持したまま、漁業者の積立金を、契約期間中に仮払いします

【対象者】:新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、令和2年1月以降に収入が過去の収入と比べて、**20%以上減少した月が1月**でもある漁業者が対象

【必要書類】:令和2年1月以降の収入が20%以上減少したことを示す所属団体(漁業協同組合等)の長の証明が必要となります

【相談窓口】:お近くの漁業共済組合にご相談ください

3 漁業者の積立金の積立猶予が可能です

自己積立金の支払期限を新型コロナウイルスの影響が収束するまで猶予します

【対象者】:新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて減収となった漁業者が対象
①新規契約の場合、**基準収入が1.6億円以下の契約の方**
②継続契約の場合、**前年度契約の積立額までの契約の方**

【相談窓口】:お近くの漁業共済組合にご相談ください

【お問合せ先】水産庁漁業保険管理官 03-6744-2356

～需要停滞で過剰供給分の買取・冷凍保管を支援～

【特定水産物供給平準化事業】

【第1次補正予算額 32億円、第3次補正予算額 5億円】

○ 水産物の買取・冷凍保管等に対する経費を助成します

需要停滞で供給過剰となった水産物を、漁業者団体等が買取・冷凍保管などをするために要する経費を助成します

【実施団体】

全漁連、北海道漁連、日本遠洋旋網漁協、山陰旋網漁協、全水加工連
都道府県漁連など県レベルの連合会、水産庁長官の承認を受けた漁業協同組合
※事業窓口：(公益財団法人)水産物安定供給推進機構

【対象となる水産物】

実施団体が申請することになりますが、以下の要件を満たすことが必要です

- ①需要量が減少、又は取引価格が低下しているもの
- ②生産面での調整が困難なもの
- ③凍結後に対象水産物の価格が大きく低下しないと見込まれるもの
- ④保管在庫を使った需要回復につなげられると見込まれるもの
(例：ホタテ、養殖ブリ類等)

【(1) 買取・冷凍保管等に必要な資金】

実施団体が保管等を行うために民間金融機関から借り入れた資金の
金利相当分を助成(実質無利子化)

【(2) 冷凍保管等の経費】

保管在庫を順次売却するまでの間、保管料、入出庫料、加工料、運搬料を助成
※加工は、内蔵除去、フィレ加工、殻剥き等の簡易なものが対象

【助成対象】

令和2年4月1日以降に発生した上記(1)と(2)の経費を助成

※令和2年3月31日以前に買取・冷凍保管し、新型コロナウイルス感染症の
影響を受けている対象水産物は、4月1日以降に発生した保管料等を助成

【補助率】：(1) 買取・冷凍保管等に必要な資金の金利に要した経費(定額)
(2) 冷凍保管等に要した経費の2/3以内

【相談窓口】

事業窓口又は実施団体などにご相談ください

【お問合せ先】 水産庁加工流通課 03-3502-8203
(公益財団法人)水産物安定供給推進機構 03-3254-7044

～漁業・水産加工業における労働力の確保～

【水産業労働力確保緊急支援事業】

【第1次補正予算額 3億円、第3次補正予算額 6億円】

1 漁業・水産加工業における人手不足解消の取組を支援します

新型コロナウイルス感染症の影響により、技能実習生等が入国できない状況の中、事業の継続を図るための人材確保の取組を支援します

【補助対象】:受入を予定していた外国人技能実習生等が入国できなかったこと等により人手不足となった漁業・水産加工業の経営体

【対象経費】:当初受入を予定していた外国人技能実習生等の代わりとして、地域の作業経験者等の国内人材を雇用するにあたり必要となった掛かり増し賃金、傷害保険料、宿泊費

【補助率】:定額(上限500円/時等)

【要件等】:①当初受入を予定していた外国人技能実習生等が入国できなかったことにより人手不足となった経営体であること

②対象は受入を予定していた外国人技能実習生等の人数の範囲内

【必要書類】:受け入れる予定であったことを示す書類(技能実習計画書や雇用契約書など)

【申請窓口】:全国水産加工業協同組合連合会 03-3662-2040

【お問合せ先】水産庁企画課 03-6744-2340

加工流通課 03-6744-2349

2 遠洋漁業の操業再開に向けた外国人船員確保の取組を支援します

新型コロナウイルス感染症の影響により、我が国のみならず世界各国で出入国を含む人の移動が大きく制限されており、その影響を受けている遠洋漁業等において、ドック等で休漁した際の外国人船員の確保に関する取組を支援します

【補助対象】:外国人船員を雇用し休漁期間中も操業再開に備えて外国人船員を継続雇用した漁業経営体及び休漁後に外国人船員を配乗した漁業経営体

【対象経費】:外国人船員の継続雇用等により発生した掛かり増し経費(休漁期間中の賃金等)や、休漁後に外国人船員を配乗する際の掛かり増し経費(燃油代、宿泊費等)

【補助率】:対象経費の1/2以内

【申請窓口】:一般社団法人大日本水産会 03-3585-6681

【お問合せ先】水産庁国際課 03-6744-2364

～水産物の販路多様化～

【国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業(第3次補正):250億円の内数】

○新型コロナウイルス感染症の影響を受けている農林漁業者等の販路多様化を支援します

インバウンド等の需要減少の影響を依然として受けている農林漁業者、加工業者等の新たな生活様式に対応した販売促進・販路の多様化等の取組を支援します。

【事業の流れ】：国 → 事業実施主体(民間団体等) → 事業実施者

【要件等】：

- ・対象の国産農林水産物等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、価格、在庫量、販売額又は販売量が2割以上低下又は増加したもの(品目限定なし)
- ・下記に掲げる販路多様化等に資する新たな取組を実施すること。

1 インターネット販売

【補助対象経費、補助率】

①送料⇒定額

②インターネット販売を始める際に必要な経費(登録手数料、広告宣伝費等)⇒1/2以内

※②は、生産者等がインターネット販売を始める際にサイトを新たに構築した場合に限ります。

2 テイクアウト・デリバリー等の活用

【補助対象経費、補助率】

①、②の取組に係る食材の調達費、資材費、輸送費等⇒1/2以内

①飲食店・旅館等、生産者と交通機関等が連携して行うテイクアウト・デリバリー等の取組

②生産者等と飲食店等を連携させ、食材調達ができるECサイトを活用した、テイクアウト・デリバリー等の取組

3 創意工夫による多様な販路の確立

【対象となる経費】

販促キャンペーン等創意工夫による多様な販路の確立に向けた取組に係る食材費、資材費、輸送費等⇒1/2以内

4 学校給食・子ども食堂等への食材提供

【対象となる経費】

学校給食・子ども食堂等への食材提供に係る食材調達費、資材費、輸送費等⇒定額(実費相当額)

【生産者からの問い合わせ先】

○養殖物・内水面関係お問い合わせ先

○天然魚に係るものお問い合わせ先

○かつお・まぐろ関係お問い合わせ先

【加工・流通業者からの問い合わせ先】

水産庁裁培養殖課 03-3501-3848

水産庁管理調整課 03-6744-2393

水産庁国際課 03-3501-3861

水産庁加工流通課 03-6744-2349

～休漁中の漁業者支援～

【新資源管理導入円滑化等推進事業のうち資源・漁場保全緊急支援事業：17億円】

○ 漁業者や漁船による漁場の保全活動や水産資源調査の取組を支援します

新型コロナウイルスの影響で、魚価の低下などにより休漁を余儀なくされている漁業者自らが行う漁場の保全活動や水産資源調査を支援します

【対象者】

魚価の低下などにより休漁する漁業者や出荷が滞っている養殖業者

【補助対象となる活動】

① 水産資源の再生産につながる漁場の保全活動の取組を支援します

漁場の耕うん・堆積物除去、藻場・干潟等の機能保全、海域・河川の環境保全等、緊急的に実施する漁場保全対策及び漁場環境情報の収集

(例)：漁船による漁場の耕うん・清掃 6万円/隻・日

藻場におけるウニ除去等 1万円/人・日

漁船による養殖漁場の保全 6万円/隻・日

② 資源管理の前提となる水産資源の調査を支援します

海洋環境調査・モニタリングや試験操業による資源の分布情報や生物サンプルの収集等

(例)：海水温の観測等の資源調査 6万円/隻・日

【補助率】

定額

【事業の流れ】

国 → 大日本水産会(基金管理団体) → 漁連等 → 漁協等

※ 支払金額は、都道府県設定単価により変動する

【お問合せ先】水産庁計画課

03-3501-3082

漁場資源課

03-6744-2380

栽培養殖課(養殖)

03-3502-0895

栽培養殖課(内水面)

03-3502-8489

～漁業者の資金繰りの支援～

【水産金融総合対策事業：第1次補正予算額32億円、第2次補正予算額128億円】

1 日本政策金融公庫の無利子融資を受けることが可能です

農林漁業セーフティネット資金を、実質無担保・無保証人で借り入れることが可能です

【融資条件】

- ①用 途：漁業経営の維持安定に必要な長期運転資金
- ②対 象 者：新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者
※「影響の有無」は漁業者からの申告に基づき金融機関が確認します
- ③貸付限度額：1,200万円 ただし、簿記記帳を行っている場合は年間経営費の12/12
又は 粗収益の12/12に相当する額のいずれか低い額を選択可能
- ④貸 付 金 利：0.16～0.20%※→当初5年間は無利子※令和2年12月18日現在
(無利子化上限額3千万円)
- ⑤償 還 期 限：15年以内(うち据置期間3年以内)
※農林漁業者向けの劣後ローンを措置

【相談窓口】

お近くの日本政策金融公庫にご相談ください 0120-926-478 (平日9時～17時)

【その他】施設整備のための融資(日本政策金融公庫資金)も

無利子化等の対象となりますのでご相談ください

2 漁業近代化資金の無利子融資を受けることが可能です

漁協、信漁連等が融資する漁業近代化資金のうち5号資金を、
実質無担保・無保証人※、保証料免除で借り入れることが可能です

※基金協会等への助成水準を拡充：2/5→4/5

【融資条件】

- ①用 途：養殖種苗の購入・育成資金(5号資金)
- ②対 象 者：新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者
※「影響の有無」は漁業者からの申告に基づき金融機関が確認します
- ③貸付限度額：i 養殖業者(個人) 9千万円
ii 養殖業者(法人) 3億6千万円
- ④貸 付 金 利：0.2%※→当初5年間は無利子※令和2年12月18日現在
(無利子化上限額3千万円)
- ⑤償 還 期 限：5年以内(うち据置期間2年以内)

【相談窓口】

お近くの漁協、信漁連にご相談ください

【その他】施設整備のための融資(漁業近代化資金)も

無利子化等の対象となりますのでご相談ください

3 その他(既往債務の借換、その他民間資金)

既往債務の借換なども無利子融資、実質無担保・無保証人化※、保証料助成が
受けられる場合がありますので、お近くの漁協、信漁連等にご相談ください

※基金協会等への助成水準を拡充：2/5→4/5

～雇用調整助成金の特例措置の拡大～

【厚生労働省】

○ 漁業経営体も雇用調整助成金の対象となります

令和2年4月1日～令和3年2月28日の緊急対応期間中は、全国で、漁業を含む全業種を対象に、雇用調整助成金の利用が可能となります

※雇用保険・労災保険に加入していない常時雇用5人未満の個人事業所等も対象になります

【対象者】: 新型コロナウイルス感染症の影響により、労働者に対して休業等を実施した事業主

【対象要件】: 前年同月比(※)で生産指標(売上高や生産量など)が5%以上減少していること

※ 比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります。

【助成率】: 支払った休業手当等の4/5(中小※)、2/3(大企業)

(上限15,000円/日)

〔 解雇等を行わない場合は10/10(中小)、3/4(大企業)
※ 資本金3億円以下又は従業員300人以下 〕

このほか、以下のような特例措置が講じられています。

- ・ 雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象
- ・ 新卒者など雇用6ヶ月未満の労働者も対象
- ・ 年間100日の支給限度日数とは別枠で利用可能
- ・ 申請書類の簡素化(休業等計画届の提出が不要、生産指標→売上が分かる既存書類の写し、出勤簿→手書きのシフト表、給与台帳→給与明細でも可)など

【制度の問合せ先】: 最寄りの都道府県労働局、ハローワーク、
又はコールセンターへ
0120-60-3999

(受付時間: 9:00～21:00(土日・祝日含む))

厚生労働省HP
雇調金ページ



雇用保険・労災保険に加入していない暫定任意適用事業所(※)の場合、助成金の申請にあたり、水産庁が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」の添付が必要です

※常時雇用5人未満の個人事業所等。雇用保険または労災保険に加入する事業主は、当該証明書の添付は不要です

【農業等個人事業所に係る証明書の申請・問合せ先】:

水産庁企画課 03-6744-2340

水産庁HP
(申請様式等)



～競争力強化のための漁船・機器の導入等を支援～

【水産業競争力強化緊急事業】

【第3次補正予算額 288億円】

1 競争力強化のための漁船等の導入を支援します

【水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業：第3次補正予算額 95億円】

「広域浜プラン」に基づく競争力強化の取組を実践するために必要となる漁船について、リース方式による導入を支援します

【対象者】 中核的漁業者（広域再生委員会が認定）
（中核的漁業者の要件 個人：原則55歳未満、法人：償却前利益が黒字）

【補助率】 リース事業者に対し漁船取得費の1/2以内
（助成額上限2.5億円/隻）

※1. 漁船取得のために借り入れる資金について、借入当初5年間の利子助成及び保証料助成が受けられます
※2. 漁業者は補助残分をリース料で支払います

【要件等】 取組の目標（KPI）：漁業所得等を10%向上（5年以内）

【相談窓口】 所属の漁協、漁業団体、都道府県にご相談ください
（事業実施主体：特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構 03-6260-7531）

【お問合せ先】水産庁研究指導課 03-6744-2031

水産庁水産経営課（金融）03-6744-2347

2 競争力強化のための漁業用機器等の導入を支援します

【競争力強化型機器等導入緊急対策事業：第3次補正予算額 40億円】

【対象者】：浜の活力再生広域プランを策定する広域水産業再生委員会等に属し、資源管理の取組を行う漁業者

【対象経費】：生産性の向上や省力・省コスト化に資する漁業用機器等の購入経費（撤去費、設置費等除く）

（例）漁業用エンジン（船内機・船外機）、LED集魚灯、乾燥機、自動イカ釣り機等

【補助率】：1/2以内

【助成上限】：2,000万円

※機器取得のために借り入れる資金について、借入当初5年間の利子助成及び無担保・無保証人による融資が受けられます

【要件等】：取組の目標（KPI）：浜の活力再生広域プラン等に基づく各種取組の効果全体として、事業開始年度を含め5年以内に漁業所得（個人）又は償却前利益（法人）の10%以上向上を目指すこと

※他の事業や過去の事業との関係等で助成を受けられない場合がありますので、詳しくは所属漁協を通じて事業実施団体の（一社）漁業経営安定化推進協会にご相談ください。

【申請窓口】：所属する漁協にご相談ください

【お問合せ先】水産庁企画課

03-6744-2341

水産庁水産経営課（金融）03-6744-2347

3 競争力強化のための施設整備を支援します

【水産業競争力強化緊急施設整備事業:第3次補正予算額 45億円】

「広域浜プラン」に基づく競争力強化のために必要となる共同利用施設の整備、産地市場の再編の推進に必要な施設の整備及び関連する旧施設の撤去を支援します。

【対象者】 都道府県、市町村、漁協等

【補助率】 1 / 2 等

【要件等】 広域浜プランに基づく共同利用施設

【相談窓口】 所属の漁協、市町村、都道府県にご相談ください。

【お問合せ先】水産庁防災漁村課

03-6744-2391

4 漁業者の収入向上・コスト削減などの実証的取組を支援します

【広域浜プラン緊急対策事業:第3次補正予算額 11億円】

【補助対象】 漁協の経営・事業改善の取組等を促進するための意欲ある漁業者の収入向上・コスト削減等の実証的取組（養殖用生餌の安定供給、機能再編、真珠の品質保持等）を支援

【対象経費】 広域浜プランに基づく取組を具体的に進めていくために必要な活動経費

【補助率】 定額

【必要書類】 事業実施計画書 等

【お問合せ先】

広域浜プラン実証に関する問い合わせ先:水産庁防災漁村課 03-6744-2392
養殖用生餌対策・真珠対策に関する問い合わせ先:水産庁栽培養殖課 03-6744-2383

5 高性能漁船や大規模沖合養殖の導入等による収益性向上の実証の取組を支援します

新たな魚種・漁業形態や養殖業への転換など、収益性の高い操業・生産体制への転換を図るため、高性能漁船の導入や大規模沖合養殖、マーケット・イン型養殖のための関連技術の開発等による収益性向上の実証の取組を支援します

【漁業構造改革総合対策事業：第3次補正予算額 63億円】

【補助対象】

- ① 収益性向上等を図る改革計画の策定等を支援
- ②(1) 高性能漁船の導入等や大規模沖合養殖システムの導入等による収益性向上等の実証に必要な経費を漁業協同組合等に支援
- ②(2) マーケット・イン型養殖業等の実証に必要な資機材の導入費を養殖経営体・グループに支援

【補助率】

- ① 定額
- ②(1) 漁船漁業：用船料等相当額の1／3以内等
及び、運転経費の全額（水揚金により返還）
養殖業：事業対象経費の全額（4／5相当額は水揚金により返還）
- ②(2) 資機材の導入費等の1／2以内

【相談窓口】 特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構 03-6866-7111

【お問合せ先】 水産庁研究指導課 03-6744-0205
水産庁栽培養殖課 03-6744-2383

～水産物の輸出拡大のためのモデル的な商流・物流の構築を支援～

【水産物輸出拡大連携推進事業：第3次補正予算額 6億円】

○水産物の輸出拡大のためのモデル的な商流・物流の構築を支援します

【支援対象】

下記①～⑤の事業者等3者以上で構成する輸出拡大連携協議会による、**国際マーケットに通用するモデル的な商流・物流を構築し、輸出を促進する取組**が対象です

輸出拡大連携協議会

- ① 漁業・養殖業者、② 加工・流通業者、③ 輸出関係業者、
④ 行政・試験研究機関、⑤ その他 ※①～③の参加は必須

（取組の例）

- ・ 生産者と加工業者が海外インポーターの国内代理店と連携し、輸出先でニーズのある常温保存商品を開発し、輸出
- ・ 生産者と流通業者が国内の製造・取引履歴管理システムを整備し、輸出商社を通じてトレーサビリティが確保された水産物を輸出 など

【対象経費及び補助率】

1. 輸出バリューチェーン改善検討事業

輸出拡大連携協議会の運営やシステム・新技術等の検討・調査等に要する経費を支援します（補助率：定額）

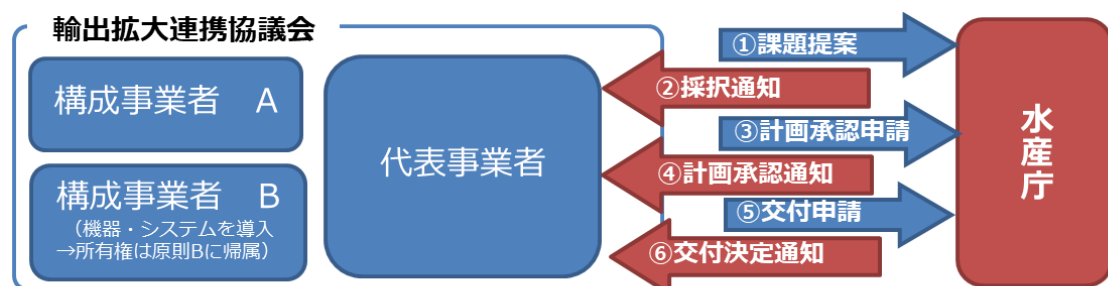
2. 輸出バリューチェーン改善システム等導入事業

電子システムの開発・導入、水産物の加工や集出荷、貯蔵、販売等のための機器・資材の購入等に要する経費を支援します（補助率：1/2以内）

3. 輸出バリューチェーン改善実証事業

新製品の試験製造・輸出、電子システムの運用等、協議会が行う取組の効果・持続可能性を実証するために必要な経費等を支援します（補助率：1/2以内）

【手続きの流れ】



※水産庁の審査の結果、採択されないことや希望どおりの補助額が認められない場合があります。

【申請窓口】

詳細については、水産庁漁政部加工流通課にご相談ください

～漁業の担い手育成・確保～

【漁業担い手確保緊急支援事業：第3次補正予算額 1億円】

就職氷河期世代を含む幅広い世代に対し、漁業への就業準備から定着までを支援します

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた他産業の労働者や就職氷河期世代等の新規就業と定着を促進するため、**通信教育等を通じたリカレント教育の受講を支援するほか、就業相談会の開催や漁業現場での長期研修などにより、就業準備から定着までを支援します**

1. リカレント教育支援

就職氷河期世代を含む幅広い世代に対し、**通信教育等の学習プログラムを通じた夜間・休日の受講を支援します**

2. 就業相談会の開催

漁業への転職など、就業を希望する者と漁業会社・地域が面談できる**就業フェアを開催します**

3. 漁業学校等での就学支援、長期研修による技術習得支援

①次世代人材投資(準備型)事業

漁業への就業に向け、漁業学校等で研修を受ける者に**就業準備資金を交付します。**

【助成内容】 就学期間中に就業準備資金として、最長2年間、12.5万円/月を交付

②長期研修支援事業

新規就業者の技術・知識の習得に向け、**漁業現場で行う長期研修の実施を支援します。**

(1)雇用型研修 漁業経営体への就業を目指す者に対する研修を支援します

【助成内容】 研修の指導を行う者(雇用主)に対し、最長1年間、最大14.1万円/月を支援

(2)独立型研修 独立・自営就業を目指す者に対する研修を支援します

【助成内容】 研修の指導を行う者に対し、最長3年間、最大28.2万円/月を支援

【事業の流れ】

国 → 民間団体等 → 漁業者・研修生

浜の活性化を主導する漁協の経営・事業改善の支援①

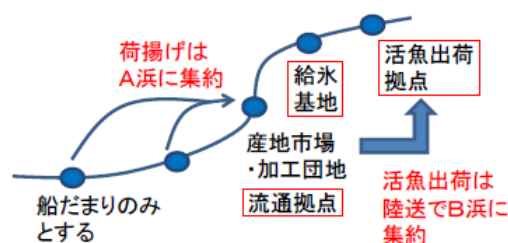
【広域浜プラン緊急対策事業：第3次補正予算額 11億円の内数】

○漁協の経営・事業改善の取組を支援します

- ・ 浜の活性化に資する取組を実施するにあたり、「広域浜プラン」に漁協が近隣漁協等との機能の統合・再編に向けた取組を位置付ける場合、以下のタイプの実証調査に係る経費を支援し、浜の活性化を主導する漁協の経営・事業改善の取組を促進します

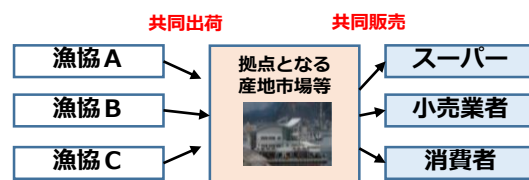
i) 産地市場等の機能再編強化タイプ

各浜が有する荷捌き、加工、製氷施設や種苗生産施設を地域全体で再編し、機能の集約・強化を図る



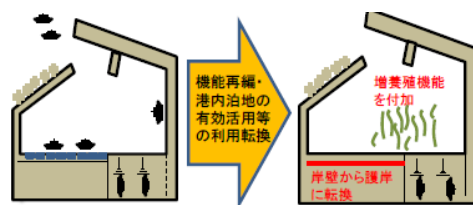
ii) 共同出荷等の販売力強化タイプ

複数の漁協が共同で出荷・販売を行い、出荷コストの削減や仲買人の集積を図る。また、量販店や直売所の集約、共同で販売促進・PR等に取り組む



iii) 漁港機能の高度化タイプ

漁港内の水域・陸域を有効利用する必要がある場合に、増養殖場や蓄養水面、親水施設等の利用の転換や、加工施設等漁港機能の高度化を図るための施設再編計画を検討する



等

【支援額】

1 取組当たり毎年度200万円を上限。通常の実証とは別に、一の「広域浜プラン」で複数の取組を位置付けることが可能。

【事業期間】

最長5か年

(3か年までの事業成果を踏まえ、漁協機能の統合・再編に向けた更なる発展的な対応が必要かつ有効であると**長官が認める場合は2か年の延長が可能**)

【事業の流れ】

国 → 民間団体等

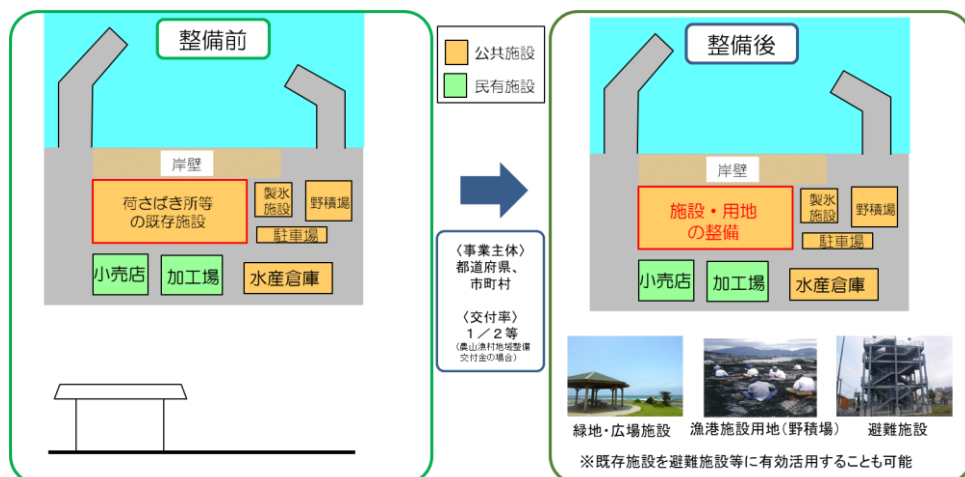
【お問合せ先】水産庁防災漁村課 03-3502-5633

浜の活性化を主導する漁協の経営・事業改善の支援②

【参考：農山漁村地域整備交付金：令和3年度当初予算概算決定額 807億円の内数】

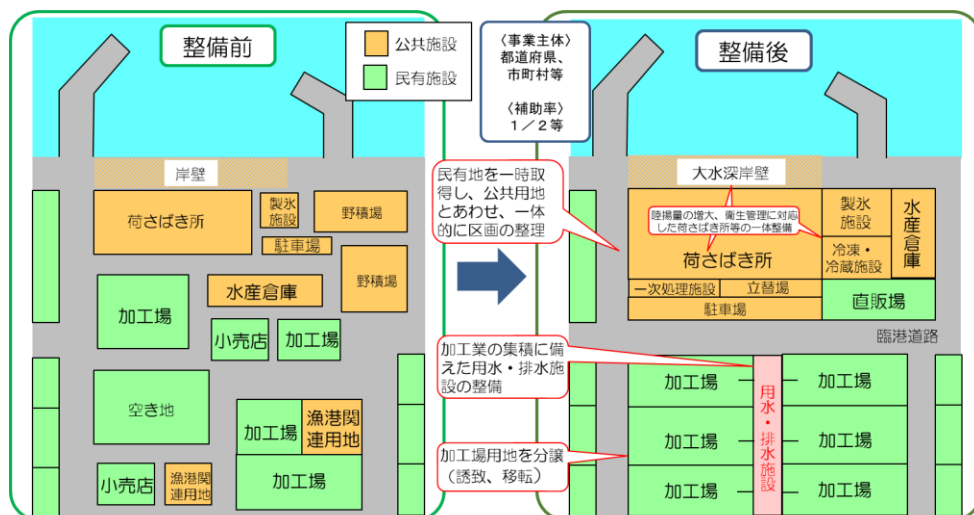
○緑地・広場施設等の整備と合わせた既存施設の撤去を支援します

- 「農山漁村地域整備交付金」等を活用して、野積場、避難地、避難施設、緑地・広場施設※等の整備を行う場合の必要な既存施設の撤去を支援します
- ※ 快適にして潤いのある漁業集落の形成等を図るための緑地
- 事業の実施については、事業主体となる都道府県や市町村にご相談ください



○漁港施設用地の区画の整理に伴う施設の撤去を支援します

- 水産物の流通拠点等において、集出荷機能の集約に伴い、荷さばき所の規模拡大や立替所等の新設が必要となるほか、新たに集積する加工施設などの民間施設も含めて、漁港施設の再配置のため、地方公共団体等により、民有地を一時取得し、公共用地とあわせた一体的な区画の整理が可能です
- この漁港施設用地（民有地も含む）の区画の整理に伴い、漁港施設用地上に立地する施設（上物）を漁港施設用地整備の一環として行う撤去を支援します
- 事業の実施については、事業主体となる都道府県や市町村にご相談ください



【お問合せ先】水産庁防災漁村課 03-3502-5633

【お問合せ先】水産庁計画課 03-3501-3848 14